

令和4年第3回

高森町議会 5月臨時会会議録

令和4年5月12日開会

高 森 町 議 会

5月12日（木）
（第1日）

令和4年第3回高森町議会臨時会（第1号）

令和4年5月12日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ（執行部自己紹介）

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 本田 生一君

9番 田上 更生君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和4年5月12日

至 令和4年5月12日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月12日（木）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部改正】

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第16号】

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号】

日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号】

日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号】

- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
【令和 3 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号】
- 日程第 10 議案第 34 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 35 号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 36 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 37 号 令和 4 年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | | | |
|----------|---------|-----------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 |
| 総務課長 | 馬原 恵介 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 政策推進課長 | 岩下 雅広 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 健康推進課長 | 吉住 勝徳 君 | 建 設 課 長 | 岩下 徹 君 |
| 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 | 教育委員会事務局長 | 緒方 久哉 君 |
| TPC事務局長 | 二子石 誠 君 | 農業委員会会長 | 高崎 堅誌 君 |
| 住民福祉課審議員 | 石田 昌司 君 | 建設課審議員 | 石橋 良介 君 |
| 建設課審議員 | 高崎 康誌 君 | 教育委員会審議員 | 村上 純一 君 |
| 総務課総務係長 | 馬原 孝平 君 | 総務課財政係長 | 木村 允哉 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

- | | | | |
|--------|--------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 荒牧 久 君 | 議会事務局係長 | 篠田 江吏子 さん |
|--------|--------|---------|-----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、4月1日付けで職員の異動がありましたので、改めて執行部の自己紹介をお願いします。総務課長から順次お願いをいたします。

○総務課長（馬原恵介君）おはようございます。4月1日付けで総務課長を拝命いたしました馬原恵介でございます。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。4月1日付けで政策推進課長となりました岩下雅広です。よろしくお願いいたします。

○農林政策課長（後藤一寛君）おはようございます。4月1日付けで引き続き農林政策課長を仰せつかっております後藤一寛でございます。よろしくお願いいたします。

○TPC事務局長（二子石誠君）おはようございます。4月1日付けでTPC事務局長を拝命されました二子石です。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長（住吉勝徳君）おはようございます。4月1日より健康推進課長になりました住吉勝徳です。よろしくお願いいたします。

○総務課財政係長（木村允哉君）おはようございます。総務課財政係長の木村です。昨年に引き続き今年度もよろしくお願いいたします。

○総務課総務係長（馬原孝平君）おはようございます。4月1日付けで総務課総務係長を拝命しました馬原孝平です。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）おはようございます。昨年度から引き続き教育委員会事務局長を仰せつかっております緒方久哉です。よろしくお願いいたします。

○建設課長（岩下徹君）おはようございます。建設課長の岩下徹です。2年目に入りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）おはようございます。住民福祉課長の阿蘇品かおりでございます。2年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。

○住民福祉課審議員（石田昌司君）おはようございます。4月1日付けで住民福祉課審議員兼人権同和啓発係長になりました石田昌司です。よろしくお願いいたします。

○建設課審議員（石橋良介君）おはようございます。建設課審議員の石橋良介と申します。2年目となりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。生活環境課長2年目となります津留大輔です。引き続きよろしくお願いいたします。

○教育委員会審議員（村上純一君）おはようございます。4月1日付けで教育委員会審議員、高森高校マンガ学科推進室室長を拝命いたしました村上純一です。よろしくお願いいたします。

- 建設課審議員（高崎康誌君）おはようございます。1年ぶりに農林政策課から建設課審議員に戻ってきました高崎康誌です。よろしく申し上げます。
- 会計課長（今村親助君）おはようございます。4月1日付けで会計課長を拝命しました今村です。よろしく申し上げます。
- 税務課長（眞原友紀君）おはようございます。税務課長の眞原です。2年目になります。引き続きよろしくお願いいいたします。
- 農業委員会長（高崎堅誌君）おはようございます。新しく農業委員会の会長に新任しました高崎堅誌です。よろしく申し上げます。
- 議会事務局長（荒牧久君）4月1日付けで議会事務局長及び監査事務局長を拝命いたしました荒牧久です。よろしくお願いいいたします。
- 議長（佐伯金也君）ありがとうございました。

ここで、農業委員会の会長さんは退席をされます。どうもありがとうございました。

続きまして、町長の御挨拶をお願いいいたします。町長、草村大成君。

- 町長（草村大成君）おはようございます。本日、定例会に続きまして臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございます。

先ほど新しい執行部のメンバーが、それぞれ自己紹介をさせていただきました。今年は私も含め、議員さんも任期のラストの年ということでございます。それぞれの議員さんも御提案をいただいた案件だったり、懸念されている案件、もしくはまだここが足りないぞというところを、やはり今年度中に何らかの形で着手及び完成をしなければいけないという年かなというふうに考えております。

また同時に、当然、若干暑くなってきておりますが、これから毎年のこの梅雨時期に入ってまいります。この梅雨時期といいますと、振り返ると12年前の九州北部豪雨災害から始まり、毎年毎年の豪雨災害等々で大変毎年緊張をもって取り組む期間でございます。今年は防災官を新たに1名追加をさせていただき、配置をさせていただきまして、現在2名体制でこの町の安心・安全な環境づくりに努めさせていただいているところでございます。

また、消防団のほうも新しく消防団になられた皆さんの辞令交付式も無事に終わらせていただきました。そして現在、消防の車両、備品等々、高森町は非常に最新のこの車両もそうでございますが、消防用具のほうも議会の皆さんの御理解があって、全てアップデートが終了しているのではないかと考えているところでございます。また、給水車を2台配備させていただきましたので、新聞等でも懸念事項として掲げられました野焼きによる火災等々ですね、できるだけの対応がで

きているのではないかというふうに思っているところでございます。

そして同時に、新型コロナウイルス感染症に関しましては、ワクチンの接種、希望される方に対しての接種に関しては、変わらず集団接種会場を使わせていただいております。現時点では、非常に使い勝手はいいのではないかというふうに考えておるところでございます。ただ一方では、今後のこの感染症に対する対応・対策等に関しては、国の方向性、またそれに基づく県の見解等々を踏まえて、今後は変化が出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。町長といたしましては、国のほうから指針を示され、県のほうから指示していただいたことに関しましては、速やかに行動に移したいというふうに考えております。

また同時に、町民の皆様にもわかりやすく、この新型コロナワクチンに関しては広報を今後も引き続きやっていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

また同時に、何かあればバックアップできる体制のための一つの手段でありますマイナンバーカードの取得率もですね、県内下から数えたほうが圧倒的に近かったわけでございますが、議会の皆様の御理解、予算の決定によって、現在、県の中でもベスト5以内に入っているのではないかなというふうに思っております。この取得率が高ければいいということではなくて、それによって何ができるかということ、何の可能性があるかというところをしっかりと今後さらに広報してまいりたいというふうに思っております。

また、今日は定例会が非常に近いというところでございますが、専決の承認を7件と、あと条例の一部改正がございまして、どうしてもこの臨時会を開かせていただきたいということを御提案したところでございます。専決7件、条例の一部改正及び一般会計の予算に関する議案が4件ございます。御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

今、町長のほうから冒頭第2回と言いかけられましたけれども、本日は第3回の臨時議会でございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回高森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおりに行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番本田生一君、9番田上更生君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月12日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部改正】

○議長（佐伯金也君）日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。承認第1号で報告いたします専決いたしました、高森町税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。まず、個人住民税につきまして所得税において住宅ローン控除の適用期限が令和3年末から4年間延長され、令和7年末までの入居者が対象となることから、個人住民税においても同じく延長を行うため必要な改正を行っております。

次に固定資産税について、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正により、DV被害者等の保護のための制度が設けられ、登記に記載されている者がDV被害者等である場合、登記事項証明書等には住所に代わる事項を記載する措置が講じられることとなりました。それに伴い町が固定資産税の証明書を発行する際にも、登記住所ではなく住所に代わる事項を記載することとなるため、今回必要な改正を行っております。

以上、主な改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、高森町税条例等の一部改正は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

○議長（佐伯金也君）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）承認第2号で報告いたします。専決いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。国民健康保険税の課税限度額について、国民健康保険の被保険者各所得層間の保険税の公平性確保の観点から、今回限度額を引き上げることにより見直しを行うものであります。具体的には、医療給付費分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額を19万円から20万円に改正するものでございます。

以上、主な改正内容について御説明を申し上げましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、高森町国民健康保険税条例の一部改正は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第16号】

○議長（佐伯金也君）日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第3号で御報告いたします専決第3号、令和3年度高森町一般会計補正予算第16号について、御説明を申し上げます。

専決をさせていただきました内容は、3月末に確定いたしました地方交付税、特別交付税も含む地方交付税や、ふるさと応援寄附金に伴う最終調整を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ3億8,319万円を増額をいたしまして、予算総額を93億8,480万8,000円とするものでございます。

予算書の7ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。地籍調査経済対策事業に関しましては、2月臨時会において議会に可決をいただきました。そして、令和3年度補正予算第14号にて既に計上いたしております。今回は繰越明許の設定のみを行うものとなります。

続きまして、8ページをお開きください。第3表地方債の補正につきましては、地方債を活用して実施する各事業におきまして、事業費が確定したことに伴い借入額が変更となった分について、それぞれの限度額を調整をいたしました。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をさせていただきたいと思います。12ページを御覧ください。第1款町税につきましては、コロナの影響から収納率を若干低く見積もっておりましたが、法人税を含む町民税、そして固定資産税、たばこ税について、収納が見込みを大きく上回ったために増額補正を行わせていただきました。

第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、

年度末に交付決定通知があり、実際に歳入で受け入れた額に合わせるための増額補正を行わせていただきました。

15ページをお開きください。第11款地方交付税につきましては、3月末の特別交付税の交付決定により約5,760万円増額をいたしました。こちらの特交につきましては、地域おこし協力隊の経費分が入ってきておりまして、最終的な高森町への特別交付税措置額は約4億1,700万円となりました。

続きまして、20ページをお開きください。第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の状況に応じて増額の補正を行っております。

第19款繰入金につきましては、ふるさと応援基金から繰り入れて実施した各種事業について、事業費の確定に伴い予定していた金額を繰り入れる必要がなくなりましたので、減額をさせていただきました。また、災害基金及び南阿蘇鉄道復興応援基金からの繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を組み替えることにより、基金からの繰入金はなくなります。森林環境譲与税基金からの繰入金につきましては、今年度同基金を活用して実施した事業に充当するために計上をいたしました。

21ページを御覧ください。第22款町債につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。23ページからが歳出になりますが、全体にわたりまして年度末における最終的な調整を行わせていただきました。なお、説明の欄に財源組替えとあるものは、補助金だったり地方税の地方債の確定に伴い財源を変更したものになります。

続きまして、40ページを御覧ください。第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を追加計上いたしました。このうち財政調整基金、町の貯金につきましては、最終的に3億7,719万5,000円を積み立てることになります。これにより財政調整基金残高が約20億3,420万円となります。

続きまして、ふるさと応援基金につきましては、令和3年度に御寄附いただいた中から返礼品に係る事務費等を差し引いた分を積み立てるものでございます。これまで積み上げていた基金に今回の積立金を追加し、そこから令和3年度にふるさと応援寄附金を活用して実施した事業に充当するための基金繰入金を差し引いた額が、最終的に令和4年度に繰り越せる基金残高というふうになりますが、約13億8,780万円となりました。

続きまして、41ページを御覧ください。南阿蘇鉄道復興応援及び企業版ふるさと納税地方創生基金への積立金をそれぞれ、企業版ふるさと納税寄附金の状況に応

じて計上をいたしました。令和4年度以降の南阿蘇鉄道関係の施策や企業版ふるさと納税として寄附を募っている事業の財源として有効に活用をさせていただきたいというふうに思います。

以上、専決をさせていただきました内容について御説明を申し上げましたが、御審議の上御承認賜りますようお願いいたしまして御説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度高森町一般会計補正予算第16号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号】

○議長（佐伯金也君）日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）おはようございます。専決第4号で専決処分いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、県から交付される保険給付費等交付金が3月末に確定したことにより、補正予算の議決を経る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算から3,798万2,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億9,380万4,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。7ページをお開きください。第6款第1項第1目保険給付費等交付金の確定により、総額で1,709万8,000円減額をしております。この減額の理由としましては、新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関の受診控えや感染症予防対策の徹底により、他の感染症の感染拡大が抑えられたことで、医療費が低くなったことが要因であると思われま

す。次に、9ページをお開きください。歳出予算となります。第2款保険給付費、第1項療養諸費において、総額で2,119万9,000円減額をしております。続きまして10ページをお開きください。第2款第2項高額療養費において、総額で417万9,000円を減額をしております。

最後に、13ページの第10款予備費で収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。まして提案理由の説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号】

○議長（佐伯金也君）日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）専決第5号で専決処分しました、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号について御説明を申し上げます。

主なものは、令和3年度後期高齢者医療事業費等が確定したことにより、補正予

算の議決を経る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算から20万6,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,256万4,000円としました。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。6ページをお開きください。歳入予算で第1款第1項後期高齢者医療保険料が確定したことにより18万2,000円を減額をしております。

次に、歳出でございますが、7ページをお開きください。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金において不用額の減額を行い、最終的に第5款予備費で収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号】

○議長（佐伯金也君）日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）専決第6号で専決処分しました、高森町介護保険特別会計補正予算第5号について御説明を申し上げます。

主なものは、令和3年度分の介護保険事業費等が確定したことにより、補正予算

の議決を経る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、規定の予算から44万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ10億7,914万円としました。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。6ページをお開きください。まず歳入ですが、第3款第2項第1目の国からの調整交付金については、交付金の確定に伴いまして94万7,000円を増額をしております。

次に歳出でございしますが、8ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費について、居宅介護等のサービス費確定に伴う不用額について2,740万円減額をしております。

続いて、9ページをお開きください。第6項特定入所者介護サービス費において540万円を事業費の確定によりそれぞれ減額をしております。

最後に、10ページをお開きください。8款予備費につきましては、収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第5号】

○議長（佐伯金也君）日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）承認第7号で御報告いたします。専決第7号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。専決しました内容は、歳出の業務費において不用額が確定したことによる予算調整でございまして、歳出予算内での調整であるため予算総額の変更はございません。

6ページをお開きください。年度末の最終調整ということでございまして、今回は主に修繕料を110万円減額、その他、役務費、委託料、工事請負費につきましても不用額の確定に伴いそれぞれ減額し、その分を予備費の増額という形で予算の調整を行ったものでございます。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第34号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第35号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第36号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第10、議案第34号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第35号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第36号、高森町会計年度任用職

員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については一括審議とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第34号で提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第35号で提案いたしました、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、並びに議案第36号で提案いたしました、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、一括して提案理由を説明申し上げます。

これは、昨年8月の令和3年人事院勧告等に基づき条例を改正するものです。内容は、期末手当について6月支給の支給率を100分の122.5から100分111.5に、同様に12月支給の支給率を100分の132.5から100分の125に引き下げ、また、再任用職員についても100分の65から100分の60に、同様に100分の80を100分の75に引き下げるものです。これに伴いまして、条例の関係条項中の支給率についても同様に引き下げる内容となっております。本来、勧告に伴い期末手当の支給率を引き下げますが、昨年12月に期末手当の引下げを行っておりませんので、昨年6月及び12月の支給の期末手当に割合を乗じて得た額を本年6月支給の期末手当から減額するように調整を行っております。

また、附則については、令和3年度中に退職した職員で現在再任用もしくは再任用以外の職員として町が辞令を発している職員に対しても、同様に本年6月支給の期末手当から減額する内容となっております。

なお、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましても、先に説明いたしました人事院勧告等の内容及び附則を明記する内容となっております。

以上、改正内容を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第34号、議案第35号、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第37号 令和4年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第37号、令和4年度高森町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高森町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第37号で御提案いたしました、令和4年度高森町一般会計補正予算第1号について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業やふるさと応援基金及び南阿蘇鉄道復興応援基金からの繰入金を活用する事業について計上したものでございまして、歳入歳出それぞれ2,181万5,000円を追加させていただき、予算の総額を71億481万5,000円とするものでございます。

予算書の7ページをお開きください。歳入につきましては、今回歳出で計上いたしました事業の財源とするため、それぞれ計上をいたしました。内容につきましては、歳出予算説明の中で御説明を申し上げたいと思います。

8ページをお開きください。歳出について御説明を申し上げます。第2款第1項第1目一般管理費につきましては、ウクライナ各地で激化している戦闘による避難民への人道的支援を目的として、熊本県町村会として義援金を募集する通知がございました。本町としても対応すべく、阿蘇郡町村会の中で協議した結果、50万円を計上いたしました。各町村も同じになります。また、各町村及び熊本県町村会からも含めまして集まった義援金につきましては、予定では6月1日及び2日に熊本県町村会役員において、東京のウクライナ大使館で直接目録を贈呈する予定といたしております。なお、庁舎正面玄関におきまして、来庁者の方々への募金も募っております。多くの方に御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、同款同項第10目企画費で計上いたしました南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発に伴う設備改良工事補助金につきまして御説明を申し上げます。現在、駅舎の改良工事を進めさせていただいておりますが、その改良工事に伴い必要となる停車場や電気系統の工事に関して、当初予算で計上させていただいたところですが、鉄道専門事業者や運輸局との協議をさらに進めた結果、当初の工事計画を変更し、より安全性を高めるという観点から追加経費に係る補正予算を計上させていただきました。なお、財源につきましては全額を南阿蘇鉄道復興応援基金からと予定をいたしております。

続きまして、9ページをお開きください。第9款第1項第1目高森高校魅力化推

進費につきまして御説明を申し上げます。熊本県立高森高校は、令和4年5月に公立で全国初となるマンガ学科を開設予定といたしておりますが、開設に向けて本格的に事業を進めていくため、本年4月、高森町教育委員会事務局に高森高校マンガ学科推進室を設置したところでございます。今回、推進室の設置に伴いまして事業を遂行していく上で必要となる事務経費等について新たに計上をさせていただきます。

最後に、8ページに記載のありますウィズコロナ下でも通いの場、介護予防イベントについて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、お配りいたしております補正予算概要書に沿って説明を申し上げます。いつものように番号1番、今回1個しかありませんので1番で御説明をさせていただきたいと思っております。

1番、ウィズコロナ下での通いの場、介護予防イベントでございます。議員の皆様の後押しもありまして、これまで3年間、熊本県の基金事業、つまり100%の補助になります介護予防拠点整備事業で約40か所の各地区の公民館等で、総額が約3億6,000万円以上のお金をいただきまして、現在通いの場として活用をさせていただいておるところでございます。また、これは有事の際、つまり災害等の際には一時避難所にもなっておるところでございます。しかしながら、一方では新型コロナウイルスの影響を受けて、高齢者の外出自粛の長期化と自宅から外に出られないというところがですね、これ顕著に表れてきております。つまり、災害時に避難支援が必要な方の情報のアップデート、そして共有という必要があるという課題が今、私たちが持っているところでございます。そこで、健康推進課のほうで国の介護保険事業費補助金を活用し、よくいうポッチャやeスポーツ大会等々を通じて通いの場、公民館での通いの場の魅力を高め、多くの世代が交流する地域の拠点となるような事業を公民館で実施したいというふうに思っております。

また同時に避難フェスという名前をきちんと売って、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者の避難支援内容を再確認をする事業、そしてその結果共助が高まっていく事業の実施を予定をいたしております。大変議会議員の皆様にも御協力をいただきたいと思いますし、消防団の皆さんに本当に御協力、そして熊本県の広域消防の皆さんにも御協力をいただきたいと思いますというふうに思っております。

事業費でございますが、今回この概要書の下が大変わかりにくくて申し訳ございません。単に言いますと事業費が1,178万円、補助金が752万円、ふるさと応援基金の間に新型コロナウイルス地方創生臨時交付金が約300万円、ふるさと応援基金が50万円で、要は最終的に町の負担が約76万円になるというところでございます。そして、その国庫補助ですね、国からの補助金と新型コロナウイルスの臨時交付金以外の部分で、ふるさと応援寄附金を充てているところに関しまして

は、イベントの商品等にはこれは充てられませんので、これはふるさと応援寄附金を活用して商品を出したいというふうに考えております。現在、担当課では秋頃を予定をいたして準備の開始を、今後議会のあとに開始させていただきたいと思っております。新型コロナウイルスの今後の感染症の状況等もしっかり見ながら、感染防止対策をしっかり確保した上での実施をやりたいというふうに思っております。

以上、今回予定しております補正予算についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。先ほど町長のほうから説明がありましたこのウィズコロナ下での通いの場、介護予防イベントということで説明がありました。すごくこれからというところで集いの場というところが整備されて、これから高齢者の方がよりよく集うということに関して、このことについて異論はありません。ただ、もう少し担当課のほうからの説明が聞きたいかなと思いますので、例えばこれ委託という形で全部予算が上がってますけども、どの団体が誰がこの企画とか実際に現場でされていくのかっていうのを説明いただけたらと思います。

○議長（佐伯金也君）健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）1番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

この内容の内訳といたしまして、まず公民館にまだパソコン等がない公民館がございますので、そこにパソコンとウェブカメラを入れる費用で約450万円ほどとなっております。それとあとイベントといたしまして、まず通いの場のボッチャの対抗の地区予選大会をまず地区でやりたいと思っております。そのあと、その地区で上がってきた代表者の方を高森オープンタウンということで、秋頃に町の本大会をやりたいというふうに思っています。それと先ほど町長が言いました避難フェスを11月頃にやろうと思っております。その関係のイベントの委託業者と委託契約をいたしまして、委託業者と会場設営とかいろいろありまして、そういう委託関係の業者とイベントの専門業者がありますので、その会社と委託をする経費が約660万円ほど委託経費があります。以上です。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）説明ありがとうございました。

私も実際、通いの場の現場を見てきております。その中で集落支援員さんがかなり積極的に出てこられて説明をされたり、ルールの説明とか、ボッチャの遊び方、こういうことをされている。その中でぜひともこのイベントをより実りのあるものにしていただきたいというのが一つと、あともう一つ、ここで説明がありましたけ

ども、行動要支援者名簿、これは住民福祉課が担当だと思うんですけども、そういうところでより地域を知る、より高齢者の方の把握をする、そういうところも全部踏まえた上で総合的にいろいろ見ていけるんじゃないかというところで頑張っていたきたいなと私は思っております。

本当にそういう形で、今まで町民体育祭があったかと思うんですけども、この頃そういう全員が集まっている、例えば集まってするということもなかったですし、集まってまだできないという環境があるならば、そのウェブカメラを以って各地でやったものを全員で見ながらするというのもできると思うので、高齢者のより活力という部分で頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番、津留智幸です。関連しまして、通いの場の介護予防イベントということで、イベントは大体わかりました。一方、避難フェスということで避難事業ですね、これは今現在、それぞれの集落単位、公民館単位で避難訓練をされております。水害を前にした避難訓練であったり、年末の防火訓練であったり、そういった集落ごとに今避難訓練活動をされているので、そういった活動にもこの財源が充てられるかどうかを伺います。

○議長（佐伯金也君） 健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 2番、津留議員の御質問にお答えいたします。

今現在、各地区で防災訓練とか避難訓練が行っておりますが、その経費がこれに充てられないかということなんですけど、今回は町全体でやる避難訓練を計画しております、要は公民館に避難をしていただいて、そこから町長とリモートでつなぐということを計画しております。なので、できればこのときに避難訓練を地区と一緒に抱き合わせできないかなと。皆さん、地区でバラバラでやっていますけど、このときに皆さん一緒にできないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 今、2番議員と大体同じような質問かと思ったんですが、以前、自主防災組織をつくったですね、各地区に。つくったというか、まだ現在進行形とは思いますが、今現在の自主防災組織の現状と今何団体ぐらいできているか、それに同じような財源等が利用できるかを確認したいと思います。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 牛嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自主防災組織の現状というところでございます。議員の皆様の御協力もいただきまして約半分程度弱ではないかなと思っております。済んでいるところもありますし、止まっているところも現状でございます。そして、今回津留議員の御質問

もありまして、大変いい御質問かなと思えました。役場として毎年秋に防災訓練、職員が中心となった避難訓練、そこに区長さんとか若干入っていただいて、広域消防、消防で毎年やっていたわけですが、これが慣例化しておりまして、緊張感は当然やっていたつもりですけど、やはりこれをアップグレードできないかと。逆に言うと各地域で、津留議員、牛嶋議員がおっしゃったように毎年やられている地域がございまして、本当に本格的に地域の皆さんが協力的になってやられているところもございまして。これを平準化するための、今おっしゃった自主防災組織だったり新しく集落支援員のバックアップなんですね。ただやっぱりそこはどうしてもこの行政の予算も必要ですし、人員も必要だと、これを本当にぐっと進めるためにはですね。ですので今まで自主防災組織を100%目指して今もやっておりますし、集落支援員さんの活動費の中でもこういう防災等もやっていかなければいけないとなっておりますが、ここはやはり町がばしっとイニシアティブを取って、秋に毎年やっている町のこの防災訓練をアップデートした形で地域の方の毎年やられている地域の方もですね、そこに乗かってきていただけるような形になるのがベストかなと思っております。そして単純に、だったなら金の部分もあります、お金の部分。津留議員がおっしゃったように毎年各地域で集められたお金の中でされていることもよく知っております。ですので集落支援員制度のこの実は経費の中でも、こういうやつに使うのがベストなんですけど、それでも足りないとは思いますので、そもそも国からあれだけの予算いただいた上で、足りない部分は今後町がバックアップしていくべきではないかと、最終的には今年、来年、これを続けていくことによって、各地域の方も、だったなら町がしよるならそれに一緒にしようかねというところが形として見えてくれば、3年、5年たつと全体的に本当にガチとした形の避難訓練、避難フェスになっていくのではないかと。そして情報のアップデートだったり地域の共有につながっていくのではないかと私は考えております。

今回こういう事業に関しましても、住民福祉課が初めての試みでございますので、なかなか最初から完璧なところはないと思いますが、議会の皆様の御承認をいただいた上で、その後の駐在、嘱託員の説明会でも説明をさせていただいて、そして高森ポイントチャンネルでも説明をして、そして社協関連等にも説明をして、そういう方向性で持って行ければいいかなというふうに考えております。

最終的には何年後かには、これが本当に各地域も皆さんこれに参加していただいて、各地域で今されている分は継続される分はいいんですけど、できるならここにアップデートしていただいたほうが経費等、もしくは人員的にもいいのではないかと。それだけのための公民館の改修と中の設備というのをきちんとできたのではないかなというふうに考えているところでございます。

御理解、御協力のほうを賜りますことをお願い申し上げまして私からの答弁と代えさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）町長、確認いたします。今、住民福祉課という課の名前が出たけれども、実際提案は健康推進課のほうからの提案でございましたが、主体的にやられる課はどちらになるのかということをお答えください。

○町長（草村大成君）大変申し訳ございません。健康推進課でございます。訂正をさせていただきますというふうに思います。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和4年度高森町一般会計補正予算第1号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）会議を閉じます。

令和4年第3回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員